○国土交通省告示第二百九十二号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月十九日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
(1)　飛行場に係る灯火			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	発光ダイオード、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万七千カンデラ、航空緑実効光度六千八百カンデラ	北緯三十五度三十二分三十八秒、東経百三十九度四十五分五十七秒
(2)～(5)　（略）			

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
(1)　飛行場に係る灯火			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万カンデラ、航空緑実効光度三千六百カンデラ	北緯三十五度三十二分三十八秒、東経百三十九度四十五分五十七秒
(2)～(5)　（略）			

○国土交通省告示第二百九十三号

航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）について告示した事項に変更があったので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、変更前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後	
別表第二	
提供する場所	所在地
東京空港事務所	東京都大田区　東京国際空港内
関西空港事務所	大阪府泉南郡　関西国際空港内
松山空港事務所	愛媛県松山市　松山空港内
（略）	（略）
別表第三	
提供する場所	所在地
新千歳空港事務所	北海道千歳市　新千歳空港内
（略）	（略）
鹿児島空港事務所	鹿児島県霧島市　鹿児島空港内

変更前	
別表第二	
提供する場所	所在地
東京空港事務所	東京都大田区　東京国際空港内
八尾空港事務所	大阪府八尾市　八尾空港内
関西空港事務所	大阪府泉南郡　関西国際空港内
松山空港事務所	愛媛県松山市　松山空港内
北九州空港事務所	福岡県北九州市　北九州空港内
（略）	（略）
別表第三	
提供する場所	所在地
稚内空港事務所	北海道稚内市　稚内空港内
新千歳空港事務所	北海道千歳市　新千歳空港内
（略）	（略）
鹿児島空港事務所	鹿児島県霧島市　鹿児島空港内
那覇空港事務所	沖縄県那覇市　那覇空港内